

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	標茶町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/gyousei/sesaku_keikaku_kouhyoushiryou/

執行機関名 標茶町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年標茶町条例第30号)による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者等)
番号法別表第1の項	47	
番号法別表第2の項	67	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第38号)別表第一 第4の項 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年標茶町条例第30号)による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		標茶町+A1条例(昭和48年10月1日条例第30号) 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和59年2月7日規則第2号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	助成金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2～10		
事務2～10		

備考		
----	--	--